

明 道 総 第 1 1 号

2020 年（令和 2 年）4 月 23 日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様

同 藤 田 隆 大 様

同 辰 巳 浩 司 様

同 穂 原 成 人 様

明 石 市 長 泉 房 穂

都市局（道路安全室）定期監査の結果に対する措置について（通知）

令和 2 年 3 月 2 5 日付け明監第 1 4 6 号で提出のあった都市局（道路安全室）定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和2年3月25日

2 措置の内容

(監査の結果)

平成28年度の定期監査において、本来、総価契約すべき工事を単価契約で執行している事例が見受けられたことから、改善措置を講じられるよう求めたところである。

この指摘を受け、道路安全室では、単価契約本来の趣旨に鑑みて、工事の内容、規模及び緊急性の度合いを十分に考慮し、適正な執行に努めると回答され、所属職員への周知・指導を含め、改善を進められているところである。

このような中、今回の定期監査において、未だ総価契約すべき工事を単価契約で執行しているなど、単価契約の適用を適正に行われていない事例が散見された。

単価契約による工事の施行にあたっては、工事の規模や内容、緊急性の度合いなどを十分に考慮し、適用範囲を厳密に精査し、適正な予算執行を行われるよう、今一度すべての所属職員に周知・徹底を図られたい。

(講じた措置)

単価契約につきまして、今一度すべての所属職員に単価契約本来の趣旨を周知徹底し、単価契約による工事の施行におきましては工事の規模や内容、緊急性の度合い、適用範囲を厳密に精査し、適正に執行してまいります。(道路安全室)